

別紙1

要求仕様書

基幹システム用銀行伝送サーバ等機器及びソフトウェアの賃貸借及び保守

令和7年7月

長崎県総務部スマート県庁推進課

1. 調達に係る基本事項

(1) 賃貸借期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日(60か月間)

※令和7年10月31日までに納入を完了し正常動作を確認すること。

また、落札決定後直ちに納入スケジュールを作成し、担当者の承認を得ること。

(2) 納入場所

長崎県スマート県庁推進課サーバ室（長崎県長崎市尾上町3-1）

2. 調達範囲

本件は、県庁内において、基幹システムを稼働させるための機器を賃貸借するものであり、その調達範囲については以下のとおりとする。

- (1) 本仕様書に記載する機器及び必要なソフトウェア等（以下、「機器等」という）の調達
- (2) 上記(1)で記載した機器等の搬入・設置及び設定作業（以下、「納入作業」という）
- (3) 上記(1)で記載した機器等の保守対応

3. 積算要件

- (1) 本仕様書に記載する機器等を60か月間賃貸借する場合の費用及び機器等搬入・設置・設定作業、機器等の運用保守作業に要する費用の総額を入札金額とする。

項目	含まれるもの	参照先
機器等の調達、搬入、設置、設定作業	・ 機器等の費用 ・ 契約期間におけるソフトウェアの使用権 ・ 機器等搬入・設置費用 ・ 機器等初期設定費用 ・ 県（ネットワーク管理委託業者等を含む）との対応費用 ・ 書類等作成費用 ・ 契約満了後の機器等の撤去費用	本仕様書、 別紙 A
リース料率	・ 応札者が設定するリース料率	(任意の率)
保守料	・ ハードウェア、ソフトウェア、その他納入機器等に関する問い合わせ、障害対応等の費用 ※なお、ハードウェア、ソフトウェアについては、信頼性を確保するために必ずメーカーもしくはメーカーの指定する業者と正規保守契約を締結すること。	本仕様書、 別紙 A 及び 別紙 B

4. 機器等の仕様及び性能に関する条件

- (1) 機器等の構成及び仕様は「別紙 A 機器等の要求仕様」のとおりとする。
ハードウェアについてはラック搭載型の製品とする。

なお、「別紙 A 機器等の要求仕様」表中の仕様欄に記載した数値や数量は、特に表記する場合を除き、当該装置 1 台あたりの要求数を記載している。

- (2) ハードウェアの機種及びソフトウェアのバージョンについては、特に指定のない限り、最新の機種又はバージョンのものを選択すること。
- (3) 調達機器の設置に伴って必要となる物品、及び消耗品については、本仕様書の記載の有無に関わらず落札業者が提供することとする。
- (4) ソフトウェアについては、メディア（媒体）、マニュアル等も含めること。また、ライセンス数については、ソフトウェアの著作権保持者の指定に抵触しないものとする。
- (5) 「別紙 A 機器等の要求仕様」の仕様欄に要件が記載されている場合は、「これを満たすもの」と解釈するものとする。ただし、システムの運用上変更できないものについては、「別紙 A 機器等の要求仕様」の備考欄に【指定】と記載しているので変更することは認めない。
- (6) 予定している賃貸借期間中にサポート期間の終了が予定されていないハードウェア・ソフトウェアを選定すること。

5. 機器等の納入作業に関する仕様及び条件

- (1) 納入作業については、全体的なスケジュールに支障が出ないように、県と協議したうえで 1 (1) に記載の納入期限までに完了すること。
- (2) 納入する機器等については、機器等搬入設置前にハードウェア・ソフトウェアの構成部品明細を作成の上、県の承認を受けること。また、納入作業完了後、県に対し、機器等に関する説明を行うこと。
- (3) 納入作業に当たっては、県（ネットワーク管理委託業者等を含む）の指示に基づき作業を実施すること。
- (4) 納入作業完了後において、県からの機器等に関する問い合わせに対し、速やかに対応できる体制を整えること。
- (5) 納入作業に係る業務責任者、担当者を事前に書面により報告すること。
- (6) 本仕様書に定める作業内容を十分に理解し実施するために必要な能力を有する要員を配置すること。
- (7) 保守やライセンス等メーカーなどへ登録が必要なものについては、県の指示に従い登録申請作業を行うこと。
- (8) 納入作業完了後、空箱等の搬入材を速やかに撤去すること。
- (9) 引渡し完了後においても、期待する機能が部分的にしか実現していない等、動作に問題があり機器側の見直しが発生した場合、原因の所在に関わらず再設定について協力を行うこと。
- (10) 機器等が所定の性能を満たしていないと県が判断した場合、随時チューニング作業を行うこと。
- (11) 引渡し完了後、県及び関係する委託業者に対し、機器等に関する説明を行うこと。

6. 運用保守に関する条件

- (1) 保守作業については、「別紙 A 機器等の要求仕様」及び「別紙 B 保守条件」に従い、賃貸借期間終了まで、装置等の保守作業及び技術サポートを実施すること。
- (2) 納入後から賃貸借期間満了までの間において、県だけでなく機器等を利用したシステムの運用業務を実施する業者からの指示、問い合わせに対応すること。

7. 提出物等に関する事項

(1) 事前提出資料

次の項目につき、契約後速やかに印刷物各 1 部以上を提出すること。

- ・ 納入スケジュール
- ・ ハードウェア・ソフトウェアの構成品明細
- ・ 作業・納入体制図および保守・運用管理体制図

(2) 成果品

次の項目につき、電子媒体（CD-R 等）1 部及び印刷物各 2 部（原本 1 部・複製 1 部）を提出すること。

- ・ 納入物一覧表
- ・ 機器仕様書
- ・ 製品付属マニュアル
- ・ 保守・運用管理体制図

8. 検収

- (1) 県の担当者による設置・設定等状況検収に合格したときをもって、機器等の納入作業完了とみなす。検収作業中以外であっても、随時、確認・報告を求める場合があるので、真摯に対応すること。
- (2) 検収に要する経費及び人員等は落札業者の負担とする。
- (3) 検収後においても、不具合が発見された場合は、落札業者の責任により、速やかに良品と交換すること。

9. 作業上の注意事項

(1) 機密の保持

落札業者は、いかなる場合においても本契約の履行中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。なお、落札業者の責めにより情報の外部漏洩が起きた場合は、落札業者はその損害に対して賠償しなければならない。

(2) 再委託の禁止又は制限

落札業者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

10. その他

- (1) 契約締結は落札決定の日から起算して5日(県の休日を除く。)以内に行う。締結後速やかに「7(1) 事前提出資料」を提出すること。
- (2) 各構成品は一体となって正常に動作することとし、指定物品については、納入しようとする機器の動作を保証すること。
- (3) 調達物件(ソフトウェアを含む。)の稼働については、物品の製造業者の如何に関わらず、落札業者が責任を負わなければならない。

別紙一覧

別紙 A 機器等の要求仕様

別紙 B 保守条件